

とかち生活あんしんセンター生活・仕事相談会

日常生活や仕事など、心配ごとや悩みなどの相談をお受けします。
10月17日（木）12時30分～14時20分
所える夢館2階交流室C（豊頃町茂岩本町166番地）
対ささまざまな理由から、生活・仕事に
お困りの方（秘密厳守・相談料無料）
申込締切▽10月16日（水）まで
※事前の申し込みが必要です。
申問とかち生活あんしんセンター
☎0155（66）7112
FAX 0155（66）7113
✉ aushin@tokachi18hokkaido.jp

ひとり親家庭の無料法律相談会

ひとり親家庭のお母さん・お父さんが、養育費の取り決めや離婚前後の問題、各種債務の返済等、解決困難な事例について弁護士による専門相談を受けられるよう、無料相談会を行います。ぜひ、ご利用ください。
10月18日（金）13時30分～15時
所帯広市グリーンプラザ（帯広市公園東町3丁目9番地1）
対ひとり親家庭のお母さん・お父さん
定3名（1人30分）※先着順
※参加費・託児▽無料（※事前申込みが必要）
申込締切▽10月8日（火）

釧路弁護士会おなやみごと相談

弁護士が、町民の皆さんから無料で法律相談をお受けします。
11月5日（火）13時～16時
※事前予約が必要です（先着6名）
所役場1階会議室
相談内容▽金銭貸借、売掛金の回収、事故、離婚、相続など、法律相談全般。
※相談者は、相談内容に関する資料（契約書、登記簿の写し等）をご持参ください。
10月1日（火）から、役場住民課生活環境係☎（574）2213で予約を受付けます。

犬のフンは必ず持ち帰ってください！

犬のふん尿について苦情が寄せられています。
犬を散歩する時は、必ずリードを付け、飼い主の責任においてフンは必ず持ち帰り処理をしましょう。
また尿についても、水で流すなど配慮をお願いします。
犬のふん尿で、公共の場所や他人の敷地などを汚すことは絶対にやめてください。
問役場住民課生活環境係☎（574）2213

申帯広市社会福祉協議会 母子家庭等就業・自立支援センター
〒080-0847 帯広市公園東町3丁目9番地1 帯広市グリーンプラザ
☎0155（20）7751
✉ boshi@ohhino-shakyo.jp

なんでも相談カフェ

健康、介護、福祉等のことで知りたいこと、生活の中での心配ごとを話してみませんか？
何かヒントになることがあるかもしれません。地域包括支援センター保健師、社会福祉協議会職員が常駐しますので、気軽に立ち寄りください。
10月8日（火）13時30分～15時00分
所福祉活動拠点施設 ひだまり交流館
※無料（施設内のカフェでの注文は有料です）
問福祉課福祉係 地域包括支援センター☎（574）2214

生活・環境

くりりんセンター休館日のお知らせ
10月14日（月）は、くりりんセンター点検整備のため、休館日となります。ごみの持込みはできません。
問十勝圏複合事務組合くりりんセンター（帯広市西24条北4丁目1番地）

運転免許更新時講習について

10月3日（木）
▽優良13時15分～▽違反13時55分
※受付は30分前から行います。
所える夢館2階視聴覚室
対公安委員会から送付された更新連絡書により、池田警察署で更新手続きを終了された方
詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」（13時15分）、「違反」（13時55分）のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。▽次回の講習予定は12月5日（木）です。

参考～町外実施会場

会 場	日 時
池田会場 （西部地域コミセン） 池田町字利別東町12-11 ☎（579）2138	10月8日（火） 11月5日（火） 違反 10:00 優良 13:00 一般 13:40 初回 14:50（10月のみ）
浦幌会場 （中央公民館） 浦幌町字桜町15番地5 ☎（576）3095	11月8日（金） 優良 13:30 違反 14:10

注）十勝池田警察署管内

0155（37）3550

消費者生活相談

契約や買い物トラブルなど、商品やサービスに関する消費生活相談をお受けします。
10月22日（火）11時30分～14時30分
所役場1階会議室
相談員上村正子氏
問役場住民課生活環境係☎（574）2213

『とよころ消費生活塾』受講者募集

高額な振り込み詐欺や商品の不適切な表示など消費生活に関する様々な問題が発生する中、消費生活の分野に関して、必要な基礎知識や最新の情報をテーマとした講座を開催しますので、関心のある方は、お気軽に受講ください。
10月22日（火）14時30分～15時40分
※毎月1回実施予定
所役場1階 会議室
テーマ「危険、危害、情報。」
講師上村正子氏
定員若干名※無料
申前日までに役場住民課生活環境係☎（574）2213へご連絡ください。
※次回は11月26日（火）、テーマ『こんな相談がありました。』を予定。
問役場住民課生活環境係☎（574）2213

税金

家屋異動調査を行います

家屋異動の調査を実施しますので、該当される方は直接お電話でご連絡、または役場窓口までお越しください。
新築・増改築家屋令和6年1月2日から現在までに、新築または増改築をした建物および現在建築中または建築予定で令和7年1月1日までに完成見込みの建物。
滅失家屋令和6年1月2日から現在までに、取り壊した建物または令和7年1月1日までに取り壊す予定の建物。
所有者が変更した家屋▽売買、相続、贈与などで所有者が変更した建物。
家屋の種類▽居宅、店舗、事務所、車庫、物置、畜舎、倉庫等すべての建物。
その他該当家屋の評価に係る実地調査の日程については、後日個別に連絡します。
問役場住民課資産税係☎（574）2213



人権相談について

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が持っている権利ですが、現実には人権をめぐる様々な問題（DV、いじめ、差別、離婚、隣近所のもめごとなど）が起きており、これらを解決するため、人権擁護委員が皆さんの相談に応じます。相談内容の秘密は守られますので、お困りのことがありましたら、一人で悩まずにご相談ください。
10月17日（木）13時30分～16時
所役場1階会議室※別室の個別相談も可能です。
相談委員▽羽賀智子氏▽鳥宮彰子氏▽高井伸夫氏
問役場住民課生活環境係☎（574）2213

10月16日（水）～22日（火）は行政相談週間

役所の仕事について納得できないこと、ご意見ご要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。
相談委員高倉明氏茂岩末広202番地6
☎（574）2291
【定例相談所】
10月17日（木）13時30分～16時
所役場1階会議室※別室での個別相談も可能です。
備考釧路行政評価分室でも、相談を受けています。『行政苦情110番』
全国共通☎0570（09）0110

その他

10月15日（火）～31日（木）秋の全道火災予防運動を実施します

【統一標語】
『守りたい 未来があるから 火の用心』
これからの時期は、朝晩の冷え込みが日ごとに増し、ストーブなど暖房器具を使用する機会が多くなり、住宅火災などが多く発生してきます。
火災によって失われるものは、家や家財ばかりでなく、時には尊い命までも失ってしまいます。悲惨な火災を未然に防ぐため、消防署では秋の全道火災予防運動を行います。
家族や職場では火災の発生を想定し、通報・避難・消火方法等について話し合っておきましょう。
【重点目標】
①暖房器具の取付け時および使用時には点検整備を行います。
②暖房器具などを使用したときは、最後まで責任を持って取扱いましょう。
③家の周りには、燃えやすいものを置かないようにしましょう。
【期間中サイレンを吹鳴します】
火災予防運動期間中、防火意識の高揚のため、午前7時から30秒間サイレンを吹鳴します。
問豊頃消防署☎（574）2310